



大津市公報

令和元年8月1日
号外(第21号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- | | |
|--|---|
| 18 大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則 | 1 |
| 19 大津市公印規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 20 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 21 大津市契約規則の一部を改正する規則 | 2 |

○ 訓 令

- | | |
|------------------|---|
| 3 大津市文書取扱規程の一部改正 | 3 |
|------------------|---|

○ 告 示

- | | |
|--------------|---|
| 76 公印の廃止について | 3 |
|--------------|---|

○ 企 業 局 管 理 規 程

- | | |
|---|---|
| 1 大津市下水道条例施行規程及び大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程 | 5 |
| 2 大津市企業局公印規程の一部改正 | 5 |
| 3 大津市企業局文書取扱規程の一部改正 | 5 |

○ 公 平 委 員 会 規 则

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 6 |
|----------------------------------|---|

規 則

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を公布する。

令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第21号。以下「改正条例」という。）附則第25条第2項の規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料に関する経過措置)

第2条 改正条例第24条の規定による改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号。以下「新条例」という。）別表(4)の項、(5)の項又は(7)の項の規定にかかわらず、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から同月31日までの間に行う家庭廃棄物の収集、運搬及び処分又は特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬（以下「経過措置対象事務」という。）について、施行日前に同条の規定による改正前の 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表(4)の項、(5)の項又は(7)の項に規定する手数料（以下「旧手数料」という。）が納付された場合にあっては、旧手数料の納付をもって、経過措置対象事務に係る新条例の規定による手数料が納付されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第19号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表第1職印の表滋賀県大津市長の部3の款5の項を次のように改める。

5	てん書	方22	1	災害派遣等従事車両証明書その他 の証明書用	危機・防災 対策課長
			3	戸籍及び住民基本台帳に関する一 般文書、各種証明書並びに許可書 用	戸籍住民課 長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10,800円」を「11,000円」に、「10,780円」を「10,900円」に改め、同条第2項中「11,880円」を「12,100円」に、「11,880円と」を「12,000円と」に改め、同条第3項中「14,040円」を「14,300円」に、「13,980円」を「14,100円」に改め、同条第4項中「16,200円」を「16,500円」に、「16,180円」を「16,300円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「当該様式によることができない」を「特別の理由がある」に改め、同項第1号から第7号までを削り、同項第8号中「様式第10号」を「様式第3号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第9号中「様式第11号」を「様式第4号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第10号及び第11号を削り、同項第12号中「様式第14号」を「様式第5号」に改め、同号を同項第3号とする。

第22条の2第1項中「(様式第15号)」を削る。

第23条第2項第1号中「(様式第16号)」を削り、同項第2号中「様式第17号」を「様式第6号」に、「様式第17号の2」を「様式第7号」に改め、同項第3号中「(様式第18号)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 業務の委託(前号に該当するものを除く。) 業務委託書の送付及び業務受託書の受理

第23条第2項第5号中「(様式第18号)」を削る。

第36条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、代金の支払時期を書面上明らかにせずに契約を締結した場合にあっては、適法な支払請求書を受理した日から15日以内に代金を支払うものとする。

第37条の2中「様式第23号」を「様式第8号」に改める。

様式第3号から様式第9号までを削り、様式第10号を様式第3号とする。

様式第11号中

「

契約保証金	円・免除	を
-------	------	---

」

支払方法	納入確認後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。	に改め、
契約保証金	円・免除	

同様式を様式第4号とする。

様式第12号及び様式第13号を削り、様式第14号を様式第5号とし、様式第15号及び様式第16号を削る。

様式第17号中「発注します」の次に「。なお、購入代金は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします」を加え、同様式を様式第6号とする。

様式第17号の2中「発注します」の次に「。なお、購入代金は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします」を加え、同様式を様式第7号とする。

様式第18号から様式第22号までを削る。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第8号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第3号

大津市文書取扱規程（昭和32年訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

第27条を次のように改める。

第27条 発信する文書が次の各号のいずれかに該当するときは、公印を押すものとする。

- (1) 法律上の効果の発生に関わる文書
- (2) 証明書
- (3) 表彰状、感謝状等
- (4) その他特に必要と認められる文書

2 公印を押印して発送する文書のうち、特に必要があると認めるものについては、当該押印した文書の写しを保存しておかなければならぬ。ただし、契約書等複数部作成してその1部を市において保管するものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

告 示

大津市告示第76号

公印を廃止したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

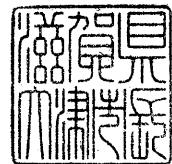
令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

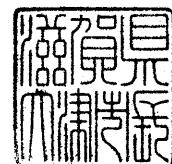
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用廃止期日	印 影
滋賀県大津市長	証明書及び許可書用	総務課長	令和元年8月1日	

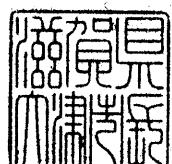
企画調整課長



自治協働課長



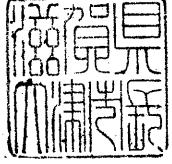
福祉政策課長



長寿政策課長

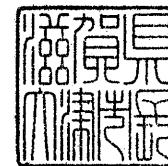
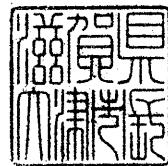
商工労働政策
課長

環境政策課長

まちづくり計
画課長

教育総務課長

消防総務課長



企業局管理規程

大津市企業局管理規程第1号

大津市下水道条例施行規程及び大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市下水道条例施行規程及び大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「契印」を削る。

- (1) 大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）様式第19号
- (2) 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年企業局管理規程第5号）様式第18号

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第2号

大津市企業局公印規程（昭和59年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第5条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第36条を次のように改める。

（押印）

第36条 発信する文書が次の各号のいずれかに該当するときは、公印を押すものとする。

- (1) 法律上の効果の発生に関わる文書
- (2) 証明書
- (3) 表彰状、感謝状等
- (4) その他特に必要と認められる文書

2 公印を押印して発送する文書のうち、特に必要があると認めるものについては、当該押印した文書の写しを

保存しておかなければならぬ。ただし、契約書等複数部作成してその1部を企業局において保管するものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月1日

大津市公平委員会

委員長 平井建志

大津市公平委員会規則第1号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2子ども発達相談センターの項中「、専門員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、令和元年6月1日から適用する。